

# (神戸市立山田中学校 PTA 規約)

## 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、神戸市立山田中学校 PTA といい、事務所を山田中学校（以下学校という）におく。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、学校と家庭の緊密な連絡と協力により生徒の幸福をはかると共に、会員相互の向上に努めることを目的とする。

## 第 3 章 事 業

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 家庭と学校の緊密な連絡によって、生徒を保護善導する。
2. 家庭、学校、社会における教育環境をよりよくする。
3. 会員の研修と教育の向上につとめ会員相互の親睦をはかる。
4. その他、前条の目的達成のために必要な活動をする。

## 第 4 章 運 営 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として基本方針を次のようにする。

1. 教育、文化、福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 学校の人事、管理、経営等に干渉しない。
3. 特定の政党、宗教、営利を目的とする団体及び事業に関与しない。
4. この会または、この会の役員の名で公私の選挙に関与しない。

## 第 5 章 会 員

第 5 条 この会の会員は、次の者より構成する。

1. 本校に在籍する生徒の保護者（父母又は親権を行う者）
2. 本校に勤務する校長及び教職員。

## 第 6 章 会 計

第 6 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

第 7 条 この会の必要な予算及び決算は、すべて総会で承認を受けなければならない。

第 8 条 この会の会費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

第 9 条 この会の会計は会計年度終了後、すみやかに会計監査を受ける。

第 10 条 会計監査の結果は、総会において報告され承認を受ける。

## 第 7 章 役 員 お よ び 任 務

第 11 条 この会を運営するため、次の役員をおく。

1. 会 長	1 名	5. 総務兼専門委員担当	1 名
2. 副会長	1 名	6. 顧 問	3 名 (校長、教頭、庶務)
3. 書 記	2 名		
4. 副会長兼会計	1 名		

本部役員の定数は原則6名であるが、その年度において何らかの事情により増員の必要があるときはこれを認める。

会計監査については役員以外の2名とする。

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長不在のときは、その代理をつとめる。
3. 書記は諸会合の連絡、議事の記録をする。
4. 会計は経理事務を担当する。
5. 専門委員担当は各専門委員会の窓口として連絡・相談業務にあたる。
6. 会計監査は経理を監査し、総会に報告する。
7. 総務は諸会合の事務全般を担う。

第13条 役員の任期は2年とする。

第14条 この会に相談役をおくことができる。

1. 相談役は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
2. 相談役は総会、その他の会に出席して、意見を述べるができる。

第15条 この会に役員選考委員会をおき、役員を次のように選出する。

1. 役員選考委員会は本部役員2名（会長および副会長1名）、顧問3名、相談役2名、地域代表3名（PTA会員）で構成し、会長が委嘱し、招集する。
2. 役員選考委員会の委員長は、相談役の互選により決定する。
3. 選考委員会は役員候補者を選出する。
4. 役員候補者の選出が行われたら、本人の同意を得なければならない。
5. 役員は総会の承認により決定される。

## 第8章 会議

第16条 この会を運営するために、次の会議を設ける。

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 定期および臨時の総会 | ④ 学年委員会 |
| ② 委員総会       | ⑤ 専門委員会 |
| ③ 学級委員会      | ⑥ 役員会   |

第17条 前条の会の決議は出席者の過半数の同意を得なければならない。

可否同数の場合は議長又は司会者が決定する。

## 第9章 総会

第18条 総会は全会員をもって組織し、この会の最高決議機関として会長が招集する。

第19条 定期総会は年度始めに開き、臨時総会は役員会が必要と認めたとき開かれる。

第20条 この会の予算、決算、年間事業計画、規約の改正、役員承認、その他の重要なことからは、すべて総会の承認を得なければならない。

## 第10章 委員総会

第21条 委員総会は役員、全委員をもって構成し、総会を代行することができ、会長が招集する。

第22条 委員総会は代行された重要なものについては、会員に報告し承認を得なければならない。

## 第11章 学級委員会

第23条 学級委員会は学級委員と学級担任教師とで構成し、必要に応じて開くことができる。

第24条 学級委員は会員の立候補、推薦、及びくじ等により各学組より3名ずつ選ぶ。

第25条 学級委員長は学級委員の互選によって決める。

## 第12章 学 年 委 員 会

第26条 学年委員会は各学年の全学級委員と、学年所属教師とで構成し、必要に応じて開くことができる。但し、学級委員長の会をもって学年委員会に代えることができる。

第27条 学年委員会は学年相互の連携を深めると共に、学年に共通する問題を協議する。

## 第13章 専 門 委 員 会

第28条 この会は第3条の事業を行うために次の専門委員会を設ける。

- ① 生活厚生委員会（生徒の保護善導、厚生・保健に関すること）
- ② 文化委員会（文化・研修に関すること）
- ③ 広報委員会（広報活動に関すること）

第29条 各専門委員会は委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集する。

第30条 専門委員長は専門委員の互選によって決める。

## 第14章 役 員 会

第31条 役員会は役員によって構成し会長は必要に応じて招集する。

第32条 役員会はこの会の運営について企画立案し、各委員会の連絡調整をはかる。

## 第15章 付 則

第33条 この規約を改正するときは、総会にはかる。

第34条 細則はこの規約に基づいて役員会で決めることができる。

第35条 本規約に定めのない事項については、本部役員会で協議して定めるものとする。

第36条 この規約は、平成2年度より実施する。

平成12年度（平成12年4月25日）改正実施。

平成13年度（平成14年2月16日）改正実施。

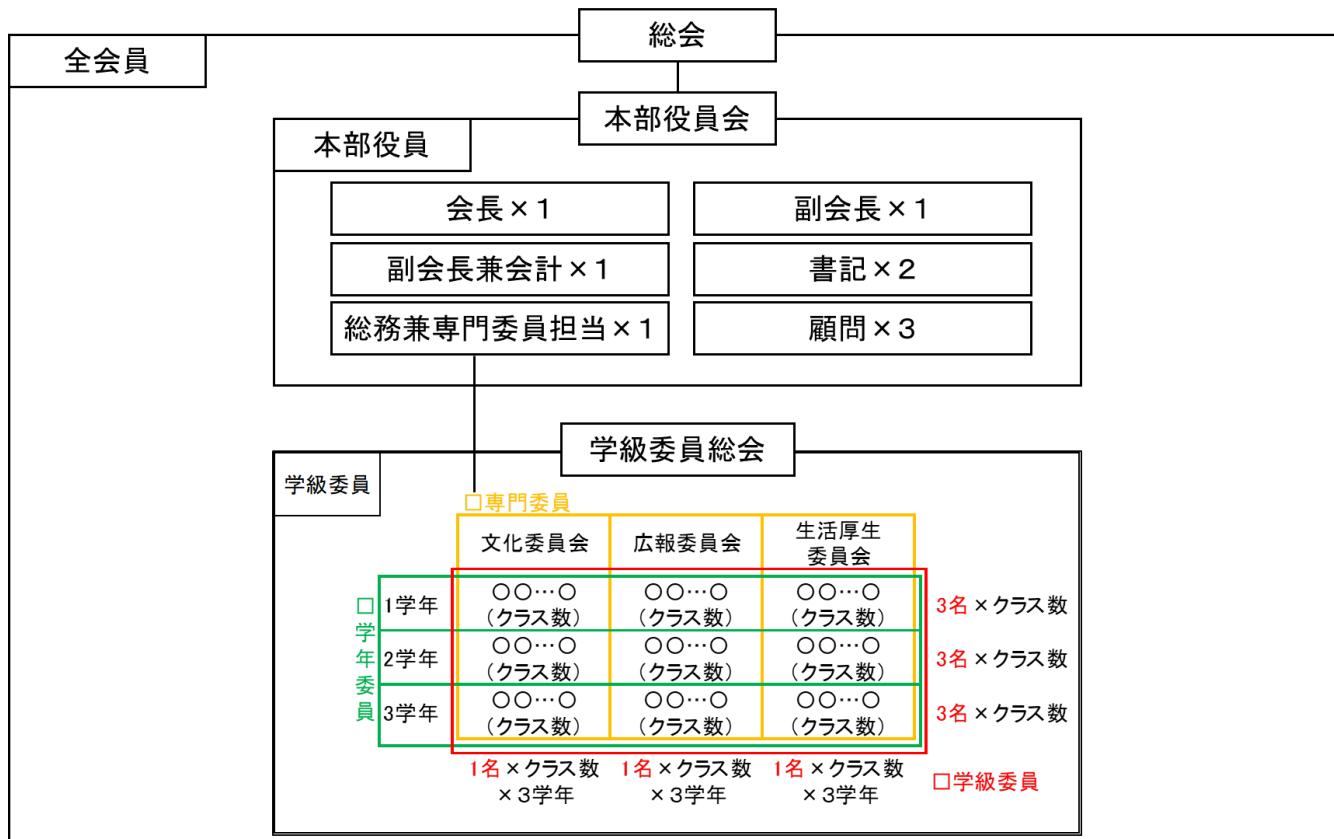
平成17年度（平成17年4月19日）改正実施。

平成21年度（平成21年4月27日）改正実施。

平成22年度（平成22年4月28日）改正実施。

平成29年度（平成29年4月21日）改正実施。

平成31年度（平成31年4月25日）改正・誤植修正、2020年4月1日実施。



# PTA 学級委員細則

## 第1条 (目的)

この細則は、神戸市立山田中学校PTA規約に基づき、学級委員の選出（立候補、推薦、くじ等、開票、決定等）が円滑に行われることを目的とする。

## 第2条 (選出)

学級委員は、各学級で保護者の立候補、推薦（本人の承諾が必要）を優先し、定員に達しない場合はくじ等により、委員3名、補欠2名の計5名を選出する。

1. 保護者の中から立候補、推薦を受け付ける。定員に達しない場合はくじ等による選出を行う。
  - a) くじ等の選出方法は別途定める。
  - b) 選出時にやむを得ず欠席する場合は委任状（本部役員により代理くじ引きを行う）を提出しなければならない。
2. 生徒一人在校期間につき一回とする。
3. 本部役員及び本部役員経験者については、選出から除く。
4. 妊娠中、未就園児のいる方は本人の希望により免除される。ただし、立候補に関してはこの限りではない。
5. 複数学年に選出された場合は高学年を優先とする。
6. 学級委員に選出された人には文書で決定通告をする。
7. 任期途中でやむを得ず委員ができなくなったり、転居等により転出した場合は、補欠者から委員を補充する。

### (補足)

- a) 委任状無く欠席した場合は委任があったものとみなす。本部役員が代理でくじを引く。
- b) 辞退理由は、対象会員の同意が得られた場合にのみ承認されるものとする。

## 第3条 (学級委員会の構成)

学級委員と担任教師とで学級委員会を構成し、必要に応じて開くことができる。

## 第4条 (学級委員長を選出)

学級委員の互選によって学級委員長を選出する。

## 第5条 (付則)

この細則は、平成12年度（平成13年2月17日）より実施する。

平成13年度（平成14年2月16日）改正実施。

平成16年度（平成17年2月18日）改正実施。

平成20年度（平成20年5月21日）改正実施。

平成29年度（平成29年4月21日）改正実施。

平成31年度（平成31年4月25日）誤植修正